セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～11）　（略）

「971」　（略）

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈪1）～3）　（略）

4）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

5）・6）　（略）

7）リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

8）　（略）

9）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

「975」　（略）

「976」は、次の容器及び包装等を示す。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～7）　（略）

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～11）　（略）

「971」　（略）

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈪1）～3）　（略）

4）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

5）・6）　（略）

7）リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

8）　（略）

9）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「975」　（略）

「976」は、次の容器及び包装等を示す。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～7）　（略）

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。